

四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

因幡電機産業株式会社

大阪市西区立売堀四丁目11番14号

(E02761)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	1
第2 事業の状況	1
1. 事業等のリスク	1
2. 経営上の重要な契約等	1
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	8
1. 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2. 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1. 四半期連結財務諸表	11
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
2. その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月12日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
【会社名】	因幡電機産業株式会社
【英訳名】	I N A B A D E N K I S A N G Y O C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守谷 承弘
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀四丁目11番14号
【電話番号】	06(4391)1781（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 家郷 晴行
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀四丁目11番14号
【電話番号】	06(4391)1781（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 家郷 晴行
【縦覧に供する場所】	因幡電機産業株式会社 東京本社 （東京都港区港南四丁目1番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高（百万円）	42,514	46,638	197,380
経常利益（百万円）	1,984	2,628	9,371
四半期（当期）純利益（百万円）	1,224	1,629	4,872
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	926	2,030	5,749
純資産額（百万円）	71,438	86,397	77,137
総資産額（百万円）	118,668	139,294	132,850
1株当たり四半期（当期）純利益金 額（円）	55.61	70.17	220.77
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	55.48	69.53	219.68
自己資本比率（％）	59.9	61.8	57.8

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、株式会社パトライトを連結の範囲に含めたことにより、自社製品事業の主要品目として、表示灯・回転灯、音声機器、散光式警光灯及び表示機器を追加いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成25年4月10日開催の取締役会において、株式会社パトライトを完全子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結し、平成25年5月13日に株式の取得を完了しております。なお、詳細につきましては、「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載しております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、欧州の信用不安や中国経済の停滞などの影響が懸念されたものの、政府・日本銀行の大胆な金融緩和をはじめとする経済政策いわゆる「アベノミクス」を受け、円安・株高基調が継続し、個人消費や企業収益に改善がみられるなど、着実に持ち直してまいりました。

当社グループの係わる電設資材業界は、政府の緊急経済対策により公共投資が大幅に増加し、消費増税前の駆け込み需要などを追い風に住宅着工戸数が好調に推移するなど、事業環境の改善が鮮明になってまいりました。

また、自社製品の係わる空調業界は、今夏の猛暑に加え、電気料金引き上げなどにより省エネ製品の需要が一段と高まり、平成25年度第1四半期累計のルームエアコンの国内出荷台数は283万台（前年同期比1.8%増）となるなど、好調に推移しました。

このような情勢のなか、当社グループは積極的な営業活動を展開した結果、電設資材事業を牽引役として増収増益となりました。

この結果、連結売上高466億38百万円（前年同期比9.7%増）、連結営業利益26億3百万円（前年同期比33.9%増）、連結経常利益26億28百万円（前年同期比32.4%増）、連結四半期純利益16億29百万円（前年同期比33.1%増）となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間中に完全子会社化した株式会社パトライトについては、みなし取得日を平成25年6月30日としているため、当第1四半期連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<電設資材事業>

活発な建設投資を背景に、配分電盤の売上が大幅に増加したことに加え、太陽光発電関連商品、LED照明、エアコンなど幅広い商品において売上が増加した結果、連結売上高291億35百万円（前年同期比11.8%増）となりました。

<産業機器事業>

国内の設備投資が下げ止まりの傾向にあるなか、需要が落ち着きつつあるスマートフォン関連向け製造業への制御機器の売上が減少したものの、電子機械製造業への液晶デバイスをはじめとした電子部品等の売上が堅調に推移した結果、連結売上高53億60百万円（前年同期比1.2%増）となりました。

<自社製品事業>

好調なルームエアコンの需要を背景に、主力製品である空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」及び空調用被覆銅管の売上が大幅に増加したほか、省エネ関連製品の売上が増加した結果、連結売上高121億43百万円（前年同期比8.8%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかし、昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。このような大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

- ・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

<当社の経営の基本理念について>

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステーク・ホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上を図っております。

<当社の企業価値の源泉について>

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができるのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっております。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を提供することが可能となっております。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。したがって、配当政策につきましては期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

<当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて>

当社は、過去の基本路線を踏襲しつつ、①自社製品（PB商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・環境ビジネスの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速に取り組んでまいります。特に、収益の柱となっている自社製品事業の拡大を最優先課題と位置付け、これまでも①については主力製品である空調部材のほか、住宅分野や産業機器分野への参入に挑戦してまいりました。

その一環として今般、回転灯及び表示灯の国内市場において圧倒的なシェアとブランド力を誇る株式会社パトライトを完全子会社化いたしました。これにより、当社グループにおける製品ラインナップや研究開発機能を強化するとともに、近年同社が積極的に進めてきたグローバル展開をグループ一体となって加速し、シナジーの創出による収益力の向上及び持続的な成長を図ってまいります。両社の強みを最大限に発揮できる経営体制を早急に構築し、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記諸施策をより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、各事業部門の事業計画や執行状況の確認等を行うとともに、取締役会の委嘱を受けた重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の職務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、同年6月17日開催の第63期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、平成20年5月19日開催の取締役会において導入することを決議し同年6月20日開催の第60期定時株主総会における承認により導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」の一部を改定した上、新たな対応方針を導入すること（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

そして、当社定款第19条に基づき、本定時株主総会において、本プランを導入することについて株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

・情報提供とその評価・検討等

＜当社に対する情報提供＞

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

＜当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等＞

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様へ開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合には、下記をご参照下さい。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

＜大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合＞

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

<大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に一定の対抗措置を発動するか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

・本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、（i）当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、（ii）当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、上記記載の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記記載の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で導入され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権の無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により何時でも廃止することができ、また、当社取締役の任期は1年であり毎年の定時株主総会で取締役の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は1億36百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、株式会社パトライトを連結の範囲に含めたことにより、自社製品事業の従業員数が増加しております。これらにより、自社製品事業の従業員数は878人となり、総従業員数は1,772人となりました。

(5) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、株式会社パトライトを連結の範囲に含めたことにより、以下の設備が当社グループの主要な設備となりました。

平成25年6月30日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び構築物 (百万円)	機械装置及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)パトライト (大阪市中央区他)	自社製品事業	販売設備 生産設備 倉庫設備 保養所他	1,914	69	1,100 (42,979.86)	247	3,332	342

(注) 1. 帳簿価額の「その他」は、工具、器具及び備品であり、リース資産、建設仮勘定を含んでおります。

2. 建物及び構築物、土地には、全面時価評価法による評価差額が含まれております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	76,460,000
計	76,460,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,600,000	27,199,800	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	26,600,000	27,199,800	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 平成25年7月10日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式総数が599,800株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年6月12日 (注) 1	3,200,000	26,600,000	3,688	11,808	3,688	12,017

- (注) 1. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価額 2,366.2円

資本組入額 1,152.6円

2. 平成25年7月10日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式総数が599,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ709百万円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,016,700	—	単元株式数 100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 22,365,700	223,657	同上
単元未満株式	普通株式 17,600	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	23,400,000	—	—
総株主の議決権	—	223,657	—

（注）1. 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

3. 平成25年6月12日を払込期日とする公募増資により、普通株式3,200,000株を発行しました。この結果、発行済株式総数は26,600,000株となっております。

②【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 因幡電機産業株式会社	大阪市西区立売堀 四丁目11番14号	1,016,700	—	1,016,700	4.34
計	—	1,016,700	—	1,016,700	4.34

（注）1. 平成25年6月30日現在の当社保有の自己株式数は200,082株であります。

2. 平成25年6月12日付で、一般募集により自己名義所有株式800,000株を処分しました。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,841	20,177
受取手形及び売掛金	※ 60,357	※ 57,810
有価証券	1,438	990
商品及び製品	9,179	11,563
仕掛品	116	396
原材料及び貯蔵品	504	1,178
その他	2,374	2,782
貸倒引当金	△29	△52
流動資産合計	101,783	94,845
固定資産		
有形固定資産		
土地	12,530	13,894
その他(純額)	6,009	8,444
有形固定資産合計	18,539	22,338
無形固定資産		
のれん	—	6,368
その他	2,086	2,384
無形固定資産合計	2,086	8,753
投資その他の資産		
投資有価証券	8,135	9,935
その他	2,363	3,476
貸倒引当金	△57	△56
投資その他の資産合計	10,441	13,356
固定資産合計	31,067	44,448
資産合計	132,850	139,294
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 43,281	※ 39,711
未払法人税等	2,428	1,274
賞与引当金	3,135	4,106
製品保証引当金	—	7
役員賞与引当金	102	—
その他	2,224	2,706
流動負債合計	51,172	47,806
固定負債		
退職給付引当金	13	—
退職給付に係る負債	—	13
その他	4,527	5,077
固定負債合計	4,540	5,090
負債合計	55,712	52,897

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,120	11,808
資本剰余金	8,328	12,017
利益剰余金	61,666	60,986
自己株式	△2,653	△522
株主資本合計	75,461	84,290
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,332	1,675
為替換算調整勘定	25	78
その他の包括利益累計額合計	1,357	1,754
新株予約権	260	290
少数株主持分	56	61
純資産合計	77,137	86,397
負債純資産合計	132,850	139,294

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	42,514	46,638
売上原価	35,623	38,976
売上総利益	6,890	7,661
販売費及び一般管理費	4,945	5,058
営業利益	1,944	2,603
営業外収益		
受取利息	19	17
受取配当金	84	99
仕入割引	220	229
その他	46	42
営業外収益合計	371	389
営業外費用		
支払利息	10	15
売上割引	269	289
その他	52	60
営業外費用合計	331	364
経常利益	1,984	2,628
特別利益		
投資有価証券売却益	—	40
固定資産売却益	1	0
新株予約権戻入益	1	—
特別利益合計	3	40
特別損失		
固定資産除却損	3	0
固定資産売却損	0	0
投資有価証券評価損	2	—
特別損失合計	5	0
税金等調整前四半期純利益	1,982	2,668
法人税、住民税及び事業税	925	1,225
法人税等調整額	△165	△190
法人税等合計	760	1,034
少数株主損益調整前四半期純利益	1,222	1,634
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△1	4
四半期純利益	1,224	1,629

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,222	1,634
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△334	343
為替換算調整勘定	37	53
その他の包括利益合計	△296	396
四半期包括利益	926	2,030
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	927	2,026
少数株主に係る四半期包括利益	△1	4

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、株式会社パトライトの全株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成25年6月30日としており、当第1四半期連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	1,359	1,471
支払手形	38	45

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	313	286

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,893	86	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,305	103	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年6月12日付で、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において、資本金及び資本剰余金がそれぞれ36億88百万円増加、自己株式が20億88百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が118億8百万円、資本剰余金が120億17百万円、自己株式が5億22百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	電設資材事業	産業機器事業	自社製品事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	26,053	5,294	11,165	42,514	—	42,514
セグメント間の内部売上高 又は振替高	75	296	685	1,057	—	1,057
計	26,128	5,591	11,851	43,571	—	43,571
セグメント利益	259	161	2,196	2,617	—	2,617

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,617
「その他」の区分の利益	—
セグメント間取引消去	26
全社費用（注）	△643
その他の調整額	△18
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	1,982

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	電設資材事業	産業機器事業	自社製品事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	29,135	5,360	12,143	46,638	—	46,638
セグメント間の内部売上高 又は振替高	91	258	649	999	—	999
計	29,226	5,619	12,793	47,638	—	47,638
セグメント利益	530	159	2,539	3,229	—	3,229

（注） 当社は、平成25年5月13日付で、株式会社パトライトの全株式を取得し、新たに連結の範囲に含めております。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、当第1四半期連結会計期間の報告セグメントの資産の金額は、「自社製品事業」において112億54百万円増加しております。
なお、みなし取得日を平成25年6月30日としているため、株式会社パトライトの業績は含まれておりません。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,229
「その他」の区分の利益	—
セグメント間取引消去	32
全社費用（注）	△690
その他の調整額	97
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	2,668

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社パトライト

事業の内容 回転表示灯機器、音声周辺機器、LED表示機器等の製造、開発及び販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主要な事業としております。事業戦略上、収益性の高い自社製品の開発及び拡充を最重要課題として推進しております。主力製品である空調部材のほか、これまで新分野として住宅分野や産業機器分野へ参入してまいりました。

株式会社パトライトは、FA機器の専門メーカーであり、国内における回転灯及び表示灯の分野で圧倒的なシェアとブランド力を誇っております。近年は、グローバル化に積極的に取り組み、海外事業を成長ドライバーと位置付けております。

当社グループは、株式会社パトライトの子会社化により、製品ラインナップを拡充するとともに、シナジーの創出による収益力の向上及び持続的な成長を目指してまいります。シナジーとしては、産業機器分野における研究開発機能の強化、グループ内での重複業務の効率化に加えて、グループ一体となった自社製品の海外展開を想定しております。

- (3) 企業結合日
平成25年5月13日
- (4) 企業結合の法的形式
株式取得
- (5) 結合後企業の名称
変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
みなし取得日を平成25年6月30日としているため、被取得企業の業績は、四半期連結損益計算書には含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式会社パトライトの普通株式	7,100百万円
取得に直接要した支出	アドバイザー費用等	25百万円
取得原価 (注)		7,125百万円

(注) 当該取得原価は調整される可能性があります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん
6,368百万円
- (2) 発生原因
取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。
- (3) 償却方法及び償却期間
6年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,994百万円
固定資産	6,125百万円
資産合計	11,120百万円

流動負債	1,575百万円
固定負債	8,788百万円
負債合計	10,364百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	55.61円	70.17円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,224	1,629
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,224	1,629
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,012	23,225
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	55.48円	69.53円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	48	214
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

第三者割当増資

当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(貸株人から借入れる当社普通株式600,000株の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式発行を決議し、平成25年7月10日に払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| (1) 募集方法 | 第三者割当 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 599,800株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき 2,366.2円 |
| (4) 発行価額の総額 | 1,419百万円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 709百万円 |
| (6) 払込期日 | 平成25年7月10日 |
| (7) 割当先 | SMB C日興証券株式会社 |
| (8) 資金の使途 | 当社子会社である株式会社パトライトへの投融資資金に充当しております。 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山 謙司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤川 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている因幡電機産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。